

全国やきものフェア in みやぎ2023 出展規約

1. 出展申込みと出展契約の成立

- (1)「全国やきものフェア in みやぎ2023」(以下「展示会」と言います。)への出展の申込みは、「出展募集案内」に定める方法により行うものとします。
- (2)出展の申込みを行った者は、主催者が定めた本規約及び「出展募集案内」(以下「規約等」と言います。)に同意したものとみなします。
- (3)主催者は、出展の申込みを審査し、出展者を決定します。
- (4)出展契約は、主催者が出展承諾書を発行することにより成立するものとします。

2. 出展者の遵守義務等

- (1)出展者は、規約等、主催者が定める出展等の細目及び主催者が円滑かつ適切な運営のために行う指示に従うものとします。
- (2)出展者は、産業交流センター条例(平成7年宮城県条例第十七号)(以下「センター条例」と言います。)に定める事項を遵守するものとします。この場合において、センター条例中「使用者」を「出展者」と読み替えます。
- (3)出展者は、自身の出展物及び貴重品等の管理を自己の責任と費用負担において行うものとします。
- (4)出展者は、展示会における自らの売買及び商取引に係る紛争を当事者間で解決するものとし、主催者はこれに関与しないものとします。
- (5)出展者は、主催者、来場者及び他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。
- (6)出展者は、主催者及び「夢メッセみやぎ」が定める新型コロナウイルス感染症対策について遵守するとともに、来場者への協力要請を徹底するものとします。

3. 出展契約の解除、変更及び解約等

- (1)主催者による解除等
 - ① 主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、出展契約を解除することができるものとします。
なお、この規定に基づき主催者が出展契約を解除した場合、主催者は、出展者に対して既納の出展料を返金しません。また、出展料が未納のときは、出展者は出展料相当額を支払うものとします。
この場合において、主催者は、出展者に損害賠償を請求することを妨げられないものとします。
 - イ 規約等に違反したとき
 - ロ センター条例に違反したとき
 - ハ 前各号に掲げる場合のほか、運営の妨げとなる行為を行ったとき
 - ② 主催者は、出展者の来場が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策上支障があり安全な開催運営が困難であると判断したときは、当該出展者の出展をお断りすることがあります。この場合、出展料は返金します。
- (2)出展者の申し出による変更及び解約等
 - ① 出展者は、小間数の変更又は出展契約を解約をしようとするときは、速やかに書面によって主催者に通知し、了承を得なければならないものとします。
 - ② 出展者は、変更により小間数を増やすときは、追加の出展料を支払うものとします。
 - ③ 出展者は、変更により小間数を減らすとき又は出展契約を解約するときは、「出展募集案内」に定める解約料を支払うものとします。なお、小間数を減らすときは当該減らす小間の出展料を解約料の対象とします。また、既に出展料を支払っているときは、既納の出展料と相殺するものとします。
ただし、不可抗力等出展者の責によらない合理的な事由による場合において、主催者がやむを得ないと認めたときは、この限りではありません。

4. 展示会の中止又は変更

主催者は、天災や感染症のまん延、その他の不可抗力等により開催が困難となったとき又はやむを得ない事情により開催することが適切でないと判断したとき、展示会の開催を中止若しくは延期又は期間の変更をすることがあります。

また、この場合の出展料の取扱いは、次のとおりとします。

- (1)展示会を中止したとき、出展者は「出展募集案内」に定めるとおり準備経費の一部を負担するものとし、主催者は既納の出展料から当該負担金を控除した額を返金するものとします。
- (2)展示会を延期又は期間の変更をしたとき、主催者は、出展契約を継続するものとし、出展料の返金をいたしません。
- (3)主催者は、(1)に定める返金を除き、中止若しくは延期又は期間の変更によって生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

5. 損害賠償責任

- (1)主催者等(主催者及び展示会において主催者と雇用・請負・業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他の団体を言う。)は、主催者等の責めによらない事故・事象の発生により、出展者等(本出展者及び展示会において出展者と雇用・請負・業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他の団体を言う。)及び展示会来場者が被った損害(各自の所有物の破損・損壊・消失・紛失等あらゆる損害)について一切の責任を負わないものとします。
- (2)出展者等は、展示会において故意又は過失によって発生した一切の事故・事象により、主催者等及び第三者(展示会来場者を含む)に負わせた損害(所有物の破損・損壊・消失・紛失等あらゆる損害)について一切の責任を負うものとします。
- (3)出展者等は、これらの損害に対応する保険への加入に努めるものとします。

6. その他

この規約に定めるもののほか出展等の細目については、「出展募集案内」及び主催者が別に定めるところによるものとします。